

令和7年度 江戸川区認可外保育施設集団指導 (居宅訪問型保育事業(個人))

～保育内容編～

子ども家庭部子育て支援課
指導検査係



ともに、生きる。
江戸川区

I. 江戸川区の保育について

1. 子どもの権利条例
2. 保育の質ガイドライン等

II. 保育の内容について

1. 子どもの権利
2. 愛着形成
3. 保育者の資質・専門性の向上
4. 保育内容
5. 環境
6. 健康及び安全

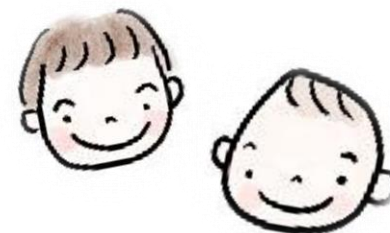
7. 配慮や支援を大切にした
関わり

8. 連携

III. 香りにへの配慮について

IV. 制度概要と指導監督基準
について

V. さいごに





1. 子どもの権利条例

- 自分が大切に
かけがえのない
存在であると思える
- 平和や安全が
守られる
- 成長のための支援を
受けることができる

**自分らしく
成長できる**

**意見を表して
考えてもらう
ことができる**

- 自由に意見を
表すことができる
- 思いや意見を
受け止められる
- 年齢や発達に
応じてしっかりと
考えてもらう
ことができる

- どんな差別も
受けない
- どんな虐待も
受けない
- どんないじめも
受けない
- 安心して生きて
いくことができる

**差別を
受けない**

**最もよいことを
考えてもらう
ことができる**

- 自分に関する
あらゆること
について、
自分にとって
最もよいこと
を考えて
もらう
ことができる



I. 江戸川区の保育について



2. 保育の質ガイドライン等

守るべき内容



参考例



Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

1. 子どもの権利

子どもの最善の利益を守るために



- ▶ 日々の保育において、子どもの権利を尊重すること。
- ▶ 子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分に発揮し、自己肯定感をもって主体的に生活や遊びができる保育や環境をつくること。
- ▶ 平和や安全が確保されるなかで、命が守られ、遊びや学びを通して自己を発揮できること。
- ▶ 個性や能力を受け止め、個人として尊重しその個性を伸ばすこと。
- ▶ 保育者はアドボカシー※を意識し、一人一人の子どもの思い、願いを知ろうと努め、隠れた心情や、言葉として出てないこともくみ取り、子どもがわかってもらえたと思えるようにしっかりと向き合うこと。

※アドボカシーとは…「擁護・代弁」という意味。

保育者が自分の意思をうまく伝えることの出来ない子どもの声を聴き、子どもに代わってその思いや権利を伝えること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

1. 子どもの権利

- ▶子どもの成長を的確にとらえ、子どもの心情に配慮しながら、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムが作られるよう援助すること。
- ▶子どもを一人の人格として扱い、プライバシーにも配慮した排泄（おむつ交換を含む）、着替えの方法をとること。
- ▶すべての子どもが生活習慣や文化の違い、ルーツ・障がい・疾患・性差・経済的背景などで差別されることなく、安心して生活していけるよう配慮すること。
- ▶常に子どもの身体的・心理的状态を把握するように心掛けること。



Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

1. 子どもの権利

虐待・ネグレクトなどへの適切な対応

- ▶ 預かり時の視診や家庭の様子を聞きながら、虐待を早期発見できるような環境を整えること。
- ▶ 子どもの様子で気になることや変化に気づいた時は、記録すること。
- ▶ 安全な基本的生活や安心して遊べる環境、様々な経験の積み重ねを保障できるよう支援すること。
- ▶ 子どもの成功体験などは、場面を逃さず笑顔や具体的な言葉で伝え、自尊感情や自信につながるように関わりを持つこと。
- ▶ 子どもに対し「威圧的」「命令的」「否定的」な言葉遣いや体罰を行わないこと。

児童福祉法等の改正により、令和7年10月1日から、保育所等の職員による児童虐待について、発見者の通報が義務化されました。詳細は制度概要編を参照ください。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

2. 愛着形成



愛着形成と心の育ち

- ▶ 子どもの年齢・発達にあった『一緒に楽しむ』経験を重ね、出来たことや成功したことを認めていくと、子どもは満足感を得て安心感を抱くことができる。
- ▶ 保育者が子どもの安心できる存在になることが大切。
- ▶ 大好きな大人からいつも受け止めてもらえると、子どもは自分を認め、安心して次の目標に向かって動き出すことができる。
- ▶ 保育者が安定した人間関係の中で保育に向かうことで、子どもの心の豊かさにつながる。
- ▶ 子どもと共にあることの喜びを共有しあえるように、親子間の愛着形成の重要性をわかりやすく保護者に啓発していくことも大切。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

2. 愛着形成

愛着形成を深める関わり

- ▶ 子どもと目を合わせ、笑いかけたり話しかけたりすることをくり返し、応答的な関わりを持つこと。
- ▶ 保育者は、言葉で伝えることができない乳児や自分から表現できない子どもには、特に積極的に関わっていき、思いを受け止め、それに応えていくこと。
- ▶ 子どもの気持ちに寄り添い、甘えたいときにはしっかりと受け止めること。
- ▶ 子どもが出すサインを見逃さず、優しくいつも同じように対応すること。
- ▶ 発達にあわせた保育環境を意識し、子どもが安心して過ごしたり遊んだりできるようにすること。
- ▶ 保育者が共感的に関わり、子ども自身が自分の心の状態に気付けるように、子どもの感情を言葉にすること。



Ⅱ. 保育の内容について

ぽけっとより

2. 愛着形成



◆愛着(アタッチメント)とは

不安な時や怖くなった時、特定のだれかにくっついて安心感を得ようとする欲求や行動のこと。

◆くっついて安心感を得る

泣くという手段を使って一生懸命伝えようとしている時には、大人の都合や大人の気持ちを押し付けてしまうのではなく、まずは精一杯受け止めてあげることが大切。

Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

2. 愛着形成

◆愛着(アタッチメント)形成のポイント

①子どもの目を見て

食事やおむつ交換(排泄)・遊びの中で何度でも子どもと目を合わせ笑いかけたり、話かけましょう。こちらが反応すれば子どもも返してくれます。

また、自分から表現できない子どもがいることも配慮して、保育していきましょう。

温かい雰囲気をかもし出すのも大人の重要な役割です。



Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

2. 愛着形成

◆愛着(アタッチメント)形成のポイント

②子どもと一緒に楽しむ

年齢や発達にあった、“一緒に楽しむ”経験も大切なことです。「上手に靴がしまえたね」、「大きなお山ができたね」など、出来たことや成功したことを認めていきましょう。

“もっと楽しく”、“もっと知りたい”という働きかけに応えてもらえると子どもは満足感を得て、**安心感の輪**※を広げていきます。

※安心感の輪とは…

子どもは信頼できる特定の人を安全基地にして冒険や探索をします。そして、冒険や探索の最中に怖くなって不安になると、避難所という役割を大人に求めます。

戻ってきた子どもを抱っこしたり、励ましたりすると、子どもは再び元気になって、冒険に出ることができます。子どもの日常は、こうした安全基地から避難所へという輪の上を終わりのないリズムで動き続けていきます。これが安心感の輪です。



Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

2. 愛着形成

◆愛着(アタッチメント)形成のポイント



③大人は子どもの安全基地

子どもはシグナルを發します。

この時、励ましの言葉を伝えるだけで立ち直ることもあります。

「先生にいつでも助けてもらえる」と保育者を**安全基地**※と認識し、大好きな大人(保育者)から受け止めてもらえる自分は、“愛される価値のある人間だ”と自分を受け入れることができます。

※安全基地とは…

子どもたちの冒険の出発点です。養育者や保育者等、自信を持たせてくれる存在が基地になります。順調に目的を達成すると子どもは、またその基地にもどってきます。

Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

2. 愛着形成

◆愛着(アタッチメント)形成のポイント



④発達に合わせた環境づくり

どこに何があるかわかりやすく整理したり、安全に遊べる空間を用意したりします。

子どもがよくぶつかったり転んだりする場合は、配置を変え危険なものには置かないようにしましょう。

⑤心の状態を言葉にする

子どもをなぐさめようとするとき、大人は自然と自分も悲しそうな顔をしたり「悲しいね」等、言葉を添えたりすることも多くなります。

大人が共感的に関わり、子どもの感情を言葉にすることで、子どもは自分の心の状態に気付けるようになります。

Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

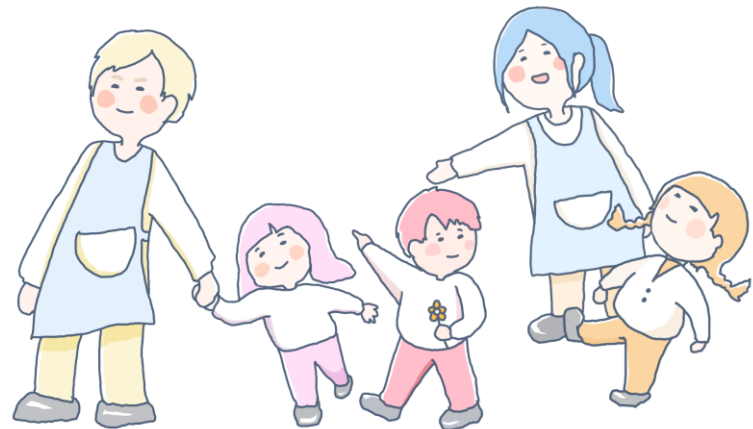
2. 愛着形成

◆愛着(アタッチメント)形成のポイント

⑥安定した人間関係をつくりましょう

子どもは、大人が笑顔で過ごしていて、温かい雰囲気をつくっていると自然に安心できる場所を見つけます。

他にも、優しさや助け合っている場面を見る環境であればそれも学んでいきます。



Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

3. 保育者の資質・専門性の向上

保育者に求められる資質

- ▶ 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を十分に理解し、日々の実践に活かすこと。
- ▶ 保育者は保育の中で、子どもと遊び、愛情をもって子ども一人一人と関わり、子どもにとって何が大切かを考えること。
- ▶ 連絡帳等には子どもの育ちをとらえて記録し、それらを保護者に伝え、喜びを共感したり、育ちを共有すること。
- ▶ 子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの関わりについて十分理解し、子どもの権利に基づいた保育を実践すること。
(保育者だけの思いや価値観を押し付ける保育は行わない。)
- ▶ 定期的にチェックリスト等を活用し振り返りを行うこと。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

3. 保育者の資質・専門性の向上

専門性の向上にむけて

- ▶保育者として保育の質を向上させていくためには、課題に向かって自発的・主体的に取り組む姿勢、積極的に学んでいく姿勢を大切にすること。
- ▶研修等で得た知識や技能を保育の実践で活用し、保育の質と専門性の向上を図ること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

4. 保育内容

愛情豊かに育むために(1歳未満の保育)



- ▶ 安心安全な環境の下、子どもが健やかにのびのびと育ち、愛情豊かな応答と一人一人の生活リズムが整うよう配慮すること。
- ▶ 子どもの言葉にならない思いや欲求を汲み取り、言葉に置き換えながら心地よいやり取りをすること。
- ▶ 発達に合わせ興味ある玩具や絵本などを用意し、探索活動が盛んになるような環境構成を心がけること。
- ▶ 豊かな感受性や表現する力を育む為に、保育者自身もその時々に合わせて表情豊かに関わること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

4. 保育内容

その子らしさを大切に(1歳以上3歳未満児の保育)



- ▶子どもの好奇心や探求心が育つよう環境を整えること。
- ▶一人一人の発育に応じて体を動かす機会を十分に設けること。
- ▶一人一人の気持ちに共感して受け止め、自我の育ちを大事にすること。

(子どもの様々な感情を受け止め、立ち直る経験や感情をコントロールする経験を積み重ねられるよう見守る。)

- ▶生活や遊びの中で子どもと関わり合いながら自立心を育て、人と関わる心地よさを感じられるようにすること。



Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

4. 保育内容

その子らしさを大切に(1歳以上3歳未満児の保育)

- ▶ 個人差や家庭の生活状況に配慮し、食事、排泄、睡眠等一人一人のペースを尊重しながら見守り援助をすること。
- ▶ 様々な経験を通して豊かな感性や表現する力を培うこと。
- ▶ 言葉で思いが通じ合う喜びを感じ伝える意欲が高まるよう、楽しい雰囲気の中で保育者が子どもの気持ちや経験などの言語化を援助すること。



時にはそっと
お手伝い



Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

4. 保育内容

自己肯定感を育み、学びへの意欲や社会性を高める (3歳以上児の保育)



- ▶ 自分の身体に関心を持ち、命を大切にできるような気持ちを育てること。
- ▶ 日常の生活の中で必要な生活習慣を身につけ、見通しをもって自ら行動できるように援助すること。
- ▶ 様々な経験を通して自分に自信を持ち、他者のことも受け入れられる心を育むこと。
- ▶ コミュニケーションを通して、他人の気持ちも考え、自分の感情をコントロールしていく力を育むこと。
- ▶ 発展と思考を繰り返すことができる環境(時間、空間、道具)を用意し、豊かな感性を育てること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

4. 保育内容

食育

- ▶ 個人差やその日の体調など子どもの状態に合わせ、量を加減したり、年齢(咀嚼力など)に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮を行うこと。
(完食を目標にしたり、無理に食べさせる行為は行わない。)
- ▶ 安心して楽しい雰囲気の中で食事をする環境を整え、食を通して五感を育むこと。



Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

5. 環境

環境による子ども主体の保育を実施するために



- ▶ 保育者は、子どもに対して見守り受容し、共感する存在であることが必要なため、指示するのではなく、発達過程を把握し援助する存在になるよう意識すること。
- ▶ 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本を手の届く場所に適切な量で用意し、子どもが自由に選び、主体的に遊べるように配慮すること。
- ▶ 子どもが自由に遊びこむことができる時間と空間への配慮など、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子どもの遊びが豊かに行われるように工夫すること。
- ▶ 子どもがじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげたりできるような空間づくりを意識すること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

5. 環境

環境による子ども主体の保育を実施するために

- ▶ 植物など生活の中で緑を楽しむことや、生き物にやさしくすることができるよう、身近な自然と関わる取り組みをすること。
- ▶ 外気に触れ、興味を持って自ら探索する楽しさを存分に味わい、体を動かす技能を発達させるための運動ができるなど、子どもが安心して遊べるよう安全に配慮すること。
- ▶ リズム・造形などの多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って楽しみ、継続して活動できるような環境設定を工夫すること。
- ▶ 子どもの動線に配慮した環境を整え、死角をつくらず安全に過ごせるようにすること。



Ⅱ. 保育の内容について

ほけつとより

5. 環境

人的環境

人的環境に配慮することで、リラックスしたあたたかい雰囲気をつくりだすことができ、子どもが安心して過ごすことができます。

子どもとの直接的な関わりだけが影響しているわけではなく、表情や話し方、保育者の服の色や柄なども関係しています。

保育者が子どもを信頼し、まずは任せて様子を見るなどして子どもにとって必要な時は援助しながらも見守ることができれば、子どもは安心して主体的に生活することができます。

《ポイント》

- ▶ 生活の流れを工夫し、子どもとゆったりと関わる時間をもつと良い
- ▶ 子どもの声を聴き、受け止め、応答的に関わると良い



Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより

5. 環境

物的環境



物的環境に配慮することで、子どもが安心して過ごし、園生活において、自発的な動きを促すことができます。危険性がないか確認するのはもちろん、清潔に保つ配慮も重要です。

玩具の素材や色・形・量、子どもが自分で好きな玩具を手にとれるといったことも関係しています。子ども一人ひとりの好きなあそびは異なります。そのため、子どもの興味関心や育ちにに応じて「いつも決まった場所に、決まった玩具が用意され」、「これで遊ぼう」と自発的になれる環境があると、子どもは集中して遊び、集中力の向上にもつながります。



《ポイント》

- ▶ 子どもの動線を考えて環境を整えると良い
- ▶ 遊具は、子どもが自分で選んで手にとれる場所に用意すると良い

Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

5. 環境

物的環境

[0歳児保育]

- ▶ 食事・睡眠・遊びが一人一人のリズムに合わせて保障できる環境を用意すること
- ▶ 手を伸ばして自分で玩具を選び遊べるようにすること
- ▶ 様々な感触を体験できるような玩具の数や種類が充実していること
- ▶ 室内に運動発達を促す遊具があること
- ▶ 子どもの育ちや興味関心、動線なども考慮して部屋のレイアウトを工夫すること



Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

5. 環境

物的環境

[1歳児保育]



➤探索あそびがはじまるため、たくさん動いて遊べる空間づくりを心掛けること

➤1歳児も食事・睡眠・遊びが一人一人のリズムに合わせて保障できる環境が必要

[2歳児保育]



➤「お世話あそび」「ママごと」などを楽しむようになるため、扱いやすい遊具が多いと良い



Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

5. 環境

物的環境

[幼児保育]

➤主体性が大切にされ、
「場所」「時間(あそびの継続)」「道具」が必要

➤構成あそび・机上あそび・ままごと、
お世話あそびの環境を整えるとよい

[外遊び]

➤子どもの安全の確保が第一

➤遊具の安全性を確認しつつ、使い方を知らせていくこと



Ⅱ. 保育の内容について

ほけっとより

5. 環境

自然環境

自然環境に配慮することで、
子どもの関心にあった発見をするきっかけが
生まれます。

動植物を観察したり、実際に触れてみたりすることで
興味関心がわきます。心が動く豊かな体験をすると、
自然と図鑑で調べたりするようになります。

また、自然に親しみをもつことで、命の大切さ・
優しい思いやりなど心が豊かに育ちます。

《ポイント》

- ▶ 季節の草花に触れ、興味を持てるようにすると良い
- ▶ 虫や昆虫を観察したりし、親しみをもてるようにすると良い



Ⅱ. 保育の内容について

ほけっとより

5. 環境

社会環境

周辺環境や地域の人との触れ合いに関係する環境です。

例えば、交通マナーを学ぶなど社会的マナーを育てるための散歩なども含まれます。

社会環境に配慮することで、社会生活や実体験ができます。

《ポイント》

- ▶ 様々な社会経験を通して、豊かな心を育てると良い
- ▶ 横断歩道は左右確認して渡り、道路に飛び出さない等、交通ルールを伝えると良い

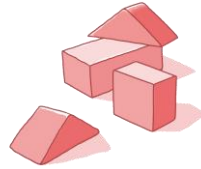


Ⅱ. 保育の内容について

ぼけっとより
(参考例)

5. 環境

手作りおもちゃの例



エプロン



前でマジックテープで
留められるおんぶ紐



人形用のお布団



芯を使った蜂の巣
のような玩具



色々なおもちゃを入
れると、下のネットに
溜まります



“素材は段ボール”



バランス感覚を
養います

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

6. 健康及び安全

子どもの健康状態の把握

- ▶ 保護者からの情報とともに常に子どもの心身の状態を観察し、子どもの健康状態を把握すること。
(預かりや引き渡しの際に、子どもの健康状態の観察と保護者との情報共有が大切。)
- ▶ 預かる際は、子どもの顔色、機嫌、皮膚の状態などの視診を行うこと。
(前日まで病気などの場合は、丁寧に保護者から聞き取りを行っておくことが大切。)

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

6. 健康及び安全

感染予防

- ▶ 室温や湿度の調整、換気や定期的な消毒等を行い衛生的な環境を整えること。
- ▶ 「保育所における感染症対策ガイドライン」(子ども家庭庁)等を参考に、様々な感染症についての知識を身に付け、適切な対応をとること。
(乳幼児期は抵抗力が弱く、身体の機能が未成熟であることから感染症にかかりやすい時期のため要注意。)

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

6. 健康及び安全

アレルギー疾患についての知識(疾病等への対応)

- ▶保護者と連携し、医師の診断および指示(生活管理指導票)に基づき対応をすること。
- ▶アレルギーについての知識や情報を収集すること。
- ▶非常時でも緊急薬の保管場所や使い方など、対応できるようにしておくこと。

虐待の早期発見

- ▶服の着替え時に身体の様子をさりげなく観察し、不自然なあざやケガを確認した場合や不適切な養育が疑われる場合には、管轄の児童相談所などの関係機関へ通告すること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

6. 健康及び安全

危機管理

- ▶ 食事の際は、水分補給を行い、のどを潤してから食べさせること。
- ▶ 詰め込みすぎているか、食べ終わりに口の中に食べ物が残っていないか等の配慮をし、食事の介助を行うこと。
- ▶ 午睡時は、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取り組みとして、適切な明るさを保ち睡眠チェック(0歳児5分、1・2歳児10分間隔)を行うこと。
(室温、湿度、子どもの状態(顔色や呼吸、寝ているときの体位)が適切か確認を行い、記録する。)
- ▶ 外出の際は、経路や公園内に危険がないか確認すること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

6. 健康及び安全

危機管理

- ▶ プールや水遊びを行う際は、注意点を年齢に合わせて子どもに伝え、事故のないように遊ぶこと。また、子どもから常に目を離さないこと。
- ▶ 保育の中で危なかったことをヒヤリハット等に記録し、改善していくとともに意識の向上を図ること。
- ▶ 様々な事故や災害を想定した緊急時の対応方法を決めておき、利用者に説明しておくこと。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

6. 健康及び安全

災害対策



- ▶ 非常時の行動対策を日頃から想定しておくこと。
- ▶ 緊急時の連絡体制等を保護者等の関係者と整えておくこと。
- ▶ 江戸川区内の場合、川の氾濫から来る水害のリスクが高いため、地域の比較的高い場所への避難場所の確認や、自然災害のリスクが高い台風の発生状況などを把握し、大切な命を守る行動を一番に考え備えること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

7. 配慮や支援を大切にした関わり

一人一人を尊重した保育



- ▶子どもの成長過程や心身の状態を把握し、課題になっていることが生じやすい場面や状況、理由等を適切にとらえ、具体的な目標や見通しを持って関わること。
- ▶個に応じた関わりに配慮し、子どもが成長できるようにすること。
- ▶医療的ケアやアレルギー疾患等、一人一人の状況に応じて適切な保育を実施すること。
- ▶保護者の不安や悩みに寄り添い、思いを受け止めながら、子どもの置かれた状況に関して肯定的に一緒に考え、共に成長を喜びあえる信頼関係を築くこと。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

7. 配慮や支援を大切にした関わり

一人一人の背景をふまえた支援



- ▶外国にルーツを持つ子どもにおいては、言葉や文化(食文化、信仰・宗教上の慣習等)の違いを認め配慮していく中で、子どもの表情や行動から何をしたいのか汲み取りながら丁寧に対応すること。
- ▶異言語により保護者との意思疎通が難しい場合は、様々な方法を活用しながら、信頼関係を築くこと。
- ▶経済的困窮、養育困難、育児不安等を持つ保護者については、保育者との信頼関係を育むこと。

専門性に基づく支援

- ▶様々な子どもの育ちの特性や関わり方について、研修等により、必要な知識や情報を得て専門性に基づく支援をすること。

Ⅱ. 保育の内容について

ガイドラインより
(守るべき内容)

8. 連携

保護者との連携／子育て支援

- ▶ 保護者と子どもの成長を喜び合えるよう信頼関係を築き、楽しみながら子育てができるよう支援すること。
- ▶ 子どもの様子や健康状態について、連絡帳や預かり時・引き渡し時の報告で、保護者と情報を共有すること。



Ⅲ. 香りへの配慮について

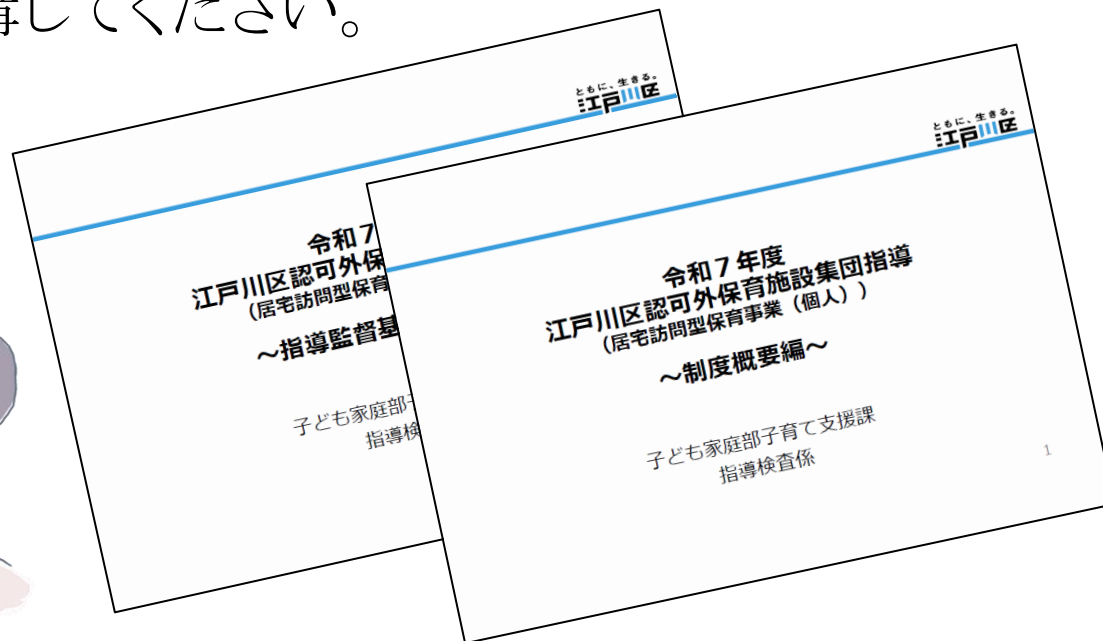


- ◆室内空気環境についての相談
江戸川区保健所生活衛生課
環境衛生係(電話:03-3658-3177)
- ◆香り成分を含む製品についての相談
江戸川区消費者センター
(電話:03-5662-7637)
- ◆事業所から発生する臭気の相談
環境課相談係(電話:03-5662-1996)
- ◆香りによる体調不良の相談
最寄りの健康サポートセンター

IV. 制度概要と指導監督基準について

◆認可外保育施設の制度概要と指導監督基準の解説を、江戸川区ホームページに掲載しております。

※制度や指導監督基準について更新されておりますので、あわせて受講してください。



V. さいごに

この研修の受講後、「効果測定用紙」の提出をお願いします。

《提出先》

江戸川区 子育て支援課 指導検査係 宛

紙の場合 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

メールの場合 2110200@city.edogawa.tokyo.jp



※用紙は、区ホームページからダウンロードして
ご使用ください。



(「日々の振り返りチェックシート」も掲載していますのでご活用ください。)